

### 資料III－6 自主的措置(政府調達)におけるＳＤＲ基準額の円貨換算レート

アクション・プログラム実行推進委員会において決定した各種自主的措置のＳＤＲ基準額については、平成20年1月25日付官報掲載の財務省告示第20号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。(平成20年4月1日より平成22年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。)

#### 記

500 SDRの邦貨	8万5,000円
10万SDRの邦貨	1,700万円
38.5万SDRの邦貨	6,600万円
80万SDRの邦貨	1億4,000万円
200万SDRの邦貨	3億4,000万円
500万SDRの邦貨	8億5,000万円